

希望と地域の夢をきりひらく
福井南スマートインターの早期着工

福井市南部スマートインター 整備促進期成同盟会



道の駅「越前おおの 荒島の郷」

第3号
広報誌

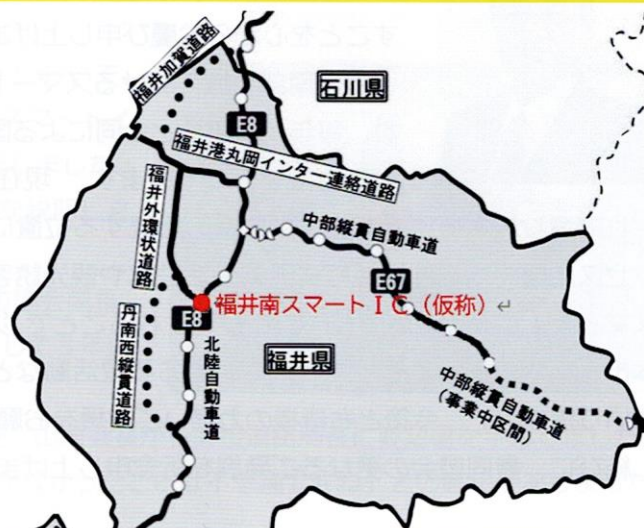
JA 福井県文殊カントリーエレベーター付近

福井市南部スマートインター整備促進期成同盟会
広報誌 第3号 令和7年11月発行

編集・発行責任者 山崎 栄一
〒919-0317 福井市北山町34-1 上文殊公民館内

第3号 (2025年) もくじ

ご挨拶 (会長、福井市長)	2
同盟会のあゆみ	3
活動報告	3～4
賛助会員および役員	5
賛助会員細則	6



出展 福井市HP掲載「令和7年度 重要要望書」

福井市南部スマートインター整備促進期成同盟会

賛助会員細則

第1条 賛助会員

福井市南部スマートインター整備促進期成同盟会（以下、本会という）の事業目的に賛同し、賛助会費を納入した者とする。

2 賛助会員の資格は、入会時は、賛助会費納入日から始まり、会費納入後最初の通常総会までとする。次年度以降継続する場合は、通常総会から次の通常総会までの年度ごと会員とする。

■ 第2条 賛助会員の種類

賛助会員の種類は以下のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員
- (2) 法人賛助会員 なお、「法人」には団体を含む。

■ 第3条 議決権

賛助会員は、本会の総会における議決権は持たない。

■ 第4条 賛助会費

賛助会費は会員の種類別に以下のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 1口 3,000円
 - (2) 法人賛助会員 1口 10,000円
- 2 賛助する口数は、1口以上とし上限は設けない。
- 3 会費は、毎年度当初（入会時を除く）に賛助会員に納入依頼を行う。
- 4 納入した賛助会費は、理由の如何を問わず、これを返還しない。

■ 第5条 入会手続き

本会への賛助会員としての入会手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 「賛助会員申込書」に必要事項を記入し、本会事務局へ申込む。
- (2) 会費は、現金または銀行振込により本会へ支払う。
- (3) 本会への会費入金をもって賛助会員とし、会員名簿に記載する。
- (4) 本会は、個人情報適切に管理し、本人の同意を得ることなく第三者に提供または開示してはならない。

■ 第6条 その他

本細則に記載なき事項については、都度協議し役員会にて決定し、総会に報告する。

■ 附則

・ 本細則は、令和5年6月10日より運用する。